

年金制度改革法が成立しました

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、令和2年5月29日の参議院本会議で可決・成立し、6月5日に公布されました。

現在のところ、施行に当たっての政令・省令等は公布されておりませんが、改正の概要についてお知らせします。

改正法の概要

1 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大

現行の適用条件は、次のすべての要件を満たす者となっています。

- ①週所定労働時間20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③勤務期間1年以上使用される見込み
- ④学生ではない
- ⑤従業員501人以上の企業に勤務

このうち③の「1年以上」は「2月を超えて」に改められ、⑤の企業規模要件は次のとおり段階的に引き下げられます。（※国・地方公共団体には企業規模要件はありません。）

令和4年10月 100人超

令和6年10月 50人超

2 地方公共団体等に勤務する短時間勤務職員のうち被用者保険（厚生年金・健康保険）の適用対象である者（上記1に該当する者）を共済組合員とし、短期給付・福祉事業が適用されます。

ただし、年金については、日本年金機構が所管する厚生年金第1号被保険者として適用されます。

令和4年10月1日施行

3 在職老齢厚生年金制度について、60～64歳までの支給停止基準額28万円を、65歳以上と同じ47万円（令和2年度額）に引き上げられます。

令和4年4月1日施行

4 繰り下げ受給制度の上限年齢は、70歳から75歳へ拡大されます。

令和4年4月1日施行